

愛知県経営者協会 行

第114回「経団連 労働法フォーラム 中部大会」参加申込書

会社・団体名	ふりがな		
所属団体が ございましたら ○で囲んで下さい	経営者協会 各経営者協会等の会員企業	経団連 経団連の会員企業	経営者協会名
連絡先住所	〒		
TEL	FAX		
申込担当者	所属・役職		
参加者氏名	所属・役職	どちらかに○をご記入下さい	
		フォーラム参加	フォーラム+懇親会参加
1			
2			
3			
4			
5			

※お預かりした個人情報は、安全かつ適正に管理させていただきます。

■参加費(1名様分) いずれも資料代、昼食代、消費税を含みます。

フォーラムにご参加の場合		フォーラムと懇親会にご参加の場合	
① 経営者協会会員・経団連会員	38,000円	③ 経営者協会会員・経団連会員	44,500円
② 一般	45,000円	④ 一般	51,500円

※詳しいお申し込み方法については、中面をご覧ください。

労働法フォーラム中部大会 宿泊施設のご案内

名古屋市内にはたくさんの宿泊施設がございます。  
ご参考までに次の宿泊施設を紹介いたします。

- 1 名古屋観光ホテル
- 2 キャッスルプラザ
- 3 名鉄グランドホテル
- 4 名鉄ニューグランドホテル
- 5 名鉄イン名古屋錦
- 6 名鉄イン名古屋駅前
- 7 名鉄イン名古屋桜通
- 8 三交イン名古屋伏見
- 9 三交イン名古屋錦～四季乃湯～
- 10 三交イン名古屋(新幹線口)



# 経団連 労働法フォーラム 中部大会

2016年 10/13(木)・14(金)

会場/ウェスティンナゴヤキャッスル  
愛知県名古屋市西区樋の口町3番19号

経営法曹会議所属の企業側弁護士が  
人事労務に関する課題について裁判例などを基に研究し  
実務上の適切な対応策を提案



中途採用をめぐる  
法律上の留意点と実務対応



問題社員に対する  
労務管理のポイント



お申し込み  
お問合せ先

愛知県経営者協会 〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル7階  
TEL 052-221-1931 FAX 052-221-1935  
http://www.aikeikyo.com

主催 中部経営者協会 [愛知県経営者協会・(一社)岐阜県経営者協会・三重県経営者協会]  
共催 (一社)日本経済団体連合会 協賛 経営法曹会議



# 経団連 労働法フォーラム 中部大会

企業側弁護士が、裁判例などの研究や実務経験を基に以下の2テーマについて報告します。  
あわせて、参加者の皆様から寄せられた質問に対し、  
複数の弁護士が討議をしながら対応策を提案いたします。  
中途採用や問題社員への対応でお困りの人事労務担当の方は、ぜひ参加をご検討下さい。

## 10/13木

10:30▶10:35 開会挨拶

10:35▶12:30 報告 **I**

## 中途採用をめぐる 法律上の留意点と実務対応

現下の人手不足感の高まりや、専門技能や技術を持った人材を採用する目的で、企業の大小を問わず中途採用のニーズが高まっています。中途採用の募集・採用、試用期間、採用後における法律上の留意点と実務対応について解説します。

### 中途採用における採用側の情報取得と 求職者の真実告知

- 採用側の調査の自由とその限界
- 健康等の情報取得における実務上の留意点

### 求人段階における法的留意点と実務対応

- 採用手続、採用内定をめぐる問題
- 求人票と労働契約の相違
- 障害者枠の中途採用に関する裁判例

### 試用期間をめぐる法的留意点と実務対応

- 試用期間の期間・延長
- 試用期間中の解雇と本採用拒否
- 有期労働契約における試用期間

### 中途採用者の解雇

### 身元保証書などにおける法的留意点

#### 西脇 明典 弁護士(愛知県弁護士会)

1989年/司法試験合格(第44期)  
1992年/弁護士登録 中綜合法律事務所  
1996年/西脇法律事務所所長 現在に至る

12:30▶13:45 質問票記入・昼食

13:45▶16:30 質疑応答・討論 (途中休憩あり)

[共同議長] **坂口 良行** 弁護士  
坂口法律事務所 (愛知県弁護士会)

**木下 潮音** 弁護士  
第一芙蓉法律事務所 (第一東京弁護士会)

16:30▶18:00 懇親会



AICHI

## 10/14金

10:00▶12:00 報告 **II**

## 問題社員に対する 労務管理のポイント

従業員の権利意識の高まり、資質の変化等により、労務管理がますます難しくなっています。人事担当者が対応に苦慮するタイプの問題社員について、法律上の留意点を踏まえた労務管理のポイントを解説します。

### 注意指導について

- パワーハラスメントとの区別基準
- 病気が疑われる労働者への対応

### 人事権行使としての降格について

- 各種賃金制度下における降格
- 病気を理由とした降格

### 懲戒処分について

- 懲戒処分の周辺手続 ●有効性判断基準

### 休職指示・命令について

- 休職発令時(受診命令の可否等)
- 休職期間中の労務管理
- 復職時(主治医診断書に対する有効な対応策, 試し出勤の問題点等)

### 労働契約の終了について

- 退職勧奨・合意退職 ●解雇(懲戒解雇、普通解雇)
- 休職期間満了

#### 山田 洋嗣 弁護士(愛知県弁護士会)

1999年/司法試験合格(第54期)  
2001年/弁護士登録 那須國宏法律事務所(現 那須・岩崎法律事務所)  
2007年/山田洋嗣法律事務所所長 現在に至る

12:00▶13:15 質問票記入・昼食

13:15▶16:00 質疑応答・討論 (途中休憩あり)

[共同議長] **水野 聡** 弁護士  
みずの総合法律事務所 (愛知県弁護士会)

**石井 妙子** 弁護士  
太田・石井法律事務所 (第一東京弁護士会)

16:00 閉会挨拶



GIFU

## 募集要項

日時 2016年  
**10月13日(木)** 10:30~16:30  
**10月14日(金)** 10:00~16:00

会場 **ウェスティンナゴヤキャッスル  
「天守の間」**  
TEL:052-521-2121(代表)  
〒451-8551 愛知県名古屋市西区  
樋の口町3番19号  
<http://www.castle.co.jp/wnc/>

定員 **300名**

申込方法 「参加申込書」に所定事項をご記入の上、愛知県経営者協会宛にファクシミリ(052-221-1935)にてお送りください。ホームページからもお申し込みができます。  
**<http://www.aikeikyo.com>**  
受付後、「参加証」と「請求書」をお送りいたします。

申込締切 **2016年9月23日(金)**  
※定員になり次第、締め切らせていただきます。

参加費 いずれも資料代、昼食代、消費税を含みます。  
(1名様分) [フォーラムにご参加の場合]  
① 経営者協会会員・経団連会員 …… 38,000円  
② 一般 …… 45,000円  
[フォーラムと懇親会にご参加の場合]  
③ 経営者協会会員・経団連会員 …… 44,500円  
④ 一般 …… 51,500円

支払方法 参加費は、銀行振込で9月23日(金)までにお支払い下さい(振込手数料はご負担下さい)。締切日(9月23日(金))以降のキャンセルや当日のご欠席は、参加費全額を申し受けます。後日、当日資料をお送りいたしますのでご了承下さい。

振込先 三菱東京UFJ銀行 鶴舞支店  
普通預金 0587192 「愛知県経営者協会」  
振込み受領書を領収書に代えさせていただきます。

## 会場のご案内

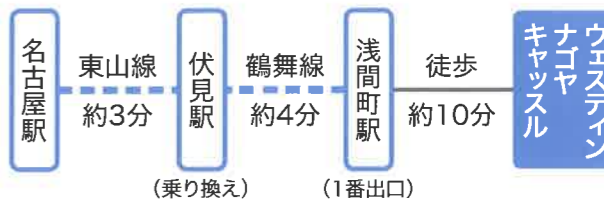
広域図



周辺図



### ■地下鉄でお越しの場合



### ■お車でお越しの場合

